

下仁田町が発注する物品の製造及び物品の購入並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示

平成 27 年 9 月 10 日

告示第 121 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに、下仁田町契約規則(平成 18 年下仁田町規則第 17 号)第 3 条及び第 4 条の規定により、下仁田町(以下「町」という。)が発注する物品の製造及び物品の購入並びに役務等業務の契約(建設工事の請負契約及び測量、建設コンサルタント業務等の委託契約を除く。以下「物品・役務等業務の契約」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格に係る基本的事項並びに申請の時期及び方法等を次のとおり定める。

1 物品・役務等業務の契約の種類

物品・役務等業務の契約の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、5 の規定により申請を行い、3 (1)から(3)までに掲げる審査項目について資格審査を受け、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)とする。

3 審査項目

(1) 経営内容

申請を行う日(以下「審査基準日」という。)の直近 2 年間の各事業年度(個人にあっては、各事業年)における物品等の生産又は販売について算出した年平均の生産額又は販売額

(2) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度(個人にあっては、事業年)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本金額(法人にあっては払込資本金額に積立金、準備金及び繰越金の額を加えた額、個人にあっては次の年に繰越した純資本金の額)

イ 審査基準日の前日における従業員数

ウ 物品の製造及び役務等の提供に係る事業を営んでいる者にあっては、直前決算における機械設備等の額(機械装置類、運搬器具、工具及びその他備品の合計額)

(3) 経営状況

ア 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)

イ 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、物品・役務等業務の契約の種類に従い、3(1)から(3)までに掲げる審査項目を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(町長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用した物品・役務等業務競争入札参加資格登録申請(以下「電子申請」という。)を町長に行わなければならない。

6 申請の受付期間

申請の受付期間は、町長が指定した日とする。

7 添付書類及び提出先

申請者は、電子申請と同時に、次に掲げる書類を群馬県庁県土整備部建設企画課内に設置された群馬県 CALS／EC 市町村推進協議会に提出しなければならない。ただし、(7)及び(8)については総務課に提出するものとする。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市町村長が発行した身分証明書
- (2) 納税証明書(法人にあっては法人税、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所の所在地の市区町村税について滞納がないことを証するもので、発行官公庁の定めた様式によるもの。)
- (3) 法人にあっては財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもの)、個人にあっては確定申告書の写し(審査基準日の直近2年間の所得税青色申告決算書の写し又は所得税確定申告書の写し)
- (4) 営業に必要な許可、許可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (5) I S O認証を取得している場合は、登録証の写し
- (6) 行政書士に申請を代行している場合は、行政書士委任状
- (7) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状
- (8) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式)

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。なお、

日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知

町長は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者に対し電子情報処理組織等を使用して通知するものとする。

10 資格の有効期間

資格の有効期間は、申請書の提出を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から 2 年間とする。ただし、随時審査における資格の有効期間は、認定日から定期審査の有効期間の終了日までとする。

11 営業の廃止等の届出

申請者は、電子申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出るとともに、7 に掲げる書類のうち、その記載事項に変更があったものを提出しなければならない。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又は FAX 番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) 営業品目を変更したとき。

12 資格の取消し等

町長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後 2 年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産の宣告を受けた者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関する不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(8) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

13 資格の取消し等の通知

町長は、12の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)及び営業品目)について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

この告示は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

別表

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面制作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品

器	
産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
農林業用機器	林業用機器、農業用機器
農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、その他の燃料類、石油器具
厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
食料品	食料品、お茶
運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽 CD 等、その他の音楽用品
百貨店	ギフト製品・百貨
纖維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の纖維製品
室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
記念品・時計	記章、カップ・トロфиー・楯、記念品、時計、貴金属
荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品
看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、碎石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
コンクリート 製品	ヒューム管、パイレ、道路・下水道用品、陶管、PC 板、ブロック、その他のコンクリート製品

	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、その他の警察・消防用具
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、その他の清掃、浄化槽清掃、沈殿槽・分離槽清掃、除雪
	警備・受付・案内	有人警備、交通指導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、くん蒸、その他の消毒・害虫駆除、松くい虫
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、その他の機械設備、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、その他の保守管理、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、その他の運搬業務、美術品運搬
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、その他の検査・分析・調査、文化財調査、アンケート調査、漏水調査

	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、翻訳、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作成・設置、写真・マイクロフィルム、その他の制作、文化財等複製作製
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、その他の事務処理、速記、議事録調整業務、封入封緘業務
	人材派遣	一般労働者派遣、特定労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、その他のリース・レンタル、自動車、医療機器、ボイラー機器
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畳関係、その他の業務、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、その他、自転車